

富山市ふるさと回帰リフォーム等補助事業補助金交付要綱

令和元年6月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市ふるさと回帰リフォーム等補助事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、子世帯が親世帯の暮らすふるさとに戻り、同居等するためのリフォーム等に要する費用の一部を補助することにより、家族や地域のきずなを深め、地域コミュニティの維持・強化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 専用住宅 店舗、事務所等その他これに類する用途に供する部分がなく、専ら居住の目的だけに供される一戸建ての住宅をいう。
- (2) 併用住宅 店舗、事務所等その他これに類する用途に供する部分が住宅と併存し住宅部分の床面積が2分の1以上を占める一戸建ての住宅をいう。
- (3) 共同住宅等 共同住宅又は長屋住宅である建築物の住戸をいう。ただし、店舗、事務所等その他これに類する用途に供する部分が住戸内に併存する場合は、住宅部分の床面積が2分の1以上を占める住戸をいう。
- (4) 住宅等 前3号までに掲げる住宅をいう。
- (5) 同居等 次に掲げる居住形態をいう。

ア 直系卑属の世帯が直系尊属の世帯の居住する住宅等に転入又は転居し居住することをいう。

イ 直系卑属の世帯が直系尊属の世帯の居住する住宅又は併用住宅の敷地に隣接した敷地の住宅又は併用住宅に転入又は転居し居住することをいう。ただし、新築する場合は、直系尊属の世帯の居住する住宅又は併用住宅の敷地を分割して、その分割した敷地において新築する場合に限る。

ウ 直系卑属の世帯が直系尊属の世帯の居住する共同住宅等の同じ階の住戸に転入又は転居し居住することをいう。

(6) リフォーム等 住宅等に対して行う新築、増築、改築、修繕又は模様替の工事をいう。

(補助金の対象事業)

第4条 この要綱による補助金の対象事業（以下「補助事業」という。）は、同居等する住宅等に対し、次に掲げる要件をすべて満たすリフォーム等の工事を行い、新たに同居等することをいう。

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号。）に基づく建設業の許可を受けている市内に事業所等を置く者と工事請負契約に基づき施工する工事であること。

(2) 工事着工前の状況について、補助金の交付決定を受ける前に富山市の確認を受けた工事であること。

(3) 補助金の交付決定後に工事請負契約を締結した工事であること。

(補助金の交付対象者)

第5条 この要綱による補助金の交付対象者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 補助事業の対象工事の請負契約を締結した者

(2) リフォーム等の請負契約締結日の1年前から補助事業の実績報告までの間に新たに同居等する世帯の世帯員である者

(3) 新たに同居等するまで10年以上別居している世帯の世帯員である者

(4) 同居等することについて、同居等する住宅等が所在する場所の町内会に報告していること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、第11条に規定する補助金の交付申請をすることができない。

- (1) 本市の市税を滞納している者
- (2) 本市の他の住宅取得に係る補助金を受けたことがある者
- (3) 同居等している世帯員に前2号に該当する者がいる者
- (4) 建築基準法、都市計画法その他本市のまちづくりに関する条例等の規定により受けた必要な措置を講ずるための指導又は勧告に従っていない者で、当該指導又は勧告に従わないことにつき正当な理由がないと市長が認める者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）
- (6) 暴対法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- (7) 前6号に掲げる者のほか、補助金の交付をすることが不適當であると市長が認める者

（補助事業の対象区域）

第6条 この要綱による補助事業の対象区域は、次の各号に掲げる区域を除く市内全域とする。

- (1) 富山市まちなか居住推進事業制度要綱第2条第1号に掲げる「まちなか」の区域
- (2) 富山市公共交通沿線居住推進事業制度要綱第2条第2号に掲げる「公共交通沿線居住推進補助対象地区」の区域

（補助事業の対象とする住宅等）

第7条 この要綱による補助事業の対象とする住宅等は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす住宅等とする。

- (1) 同居等する世帯員に所有権があること。
- (2) 建築基準法第6条に規定する建築基準関係規定に適合するものであること。

（補助対象の経費）

第8条 この要綱による補助対象の経費は、補助事業のうちリフォーム等に要した費用とする。

（補助金の額）

第9条 この要綱による補助金の額は、補助対象の経費の2分の1の額（この額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助金の額は300万円を限度とし、予算の範囲内の額とする。

（補助金の交付条件）

第10条 この要綱による補助金の交付の決定にあたり、次の各号の条件を付することとする。

- (1) 補助金の交付決定の日の翌年度から5年間、同居等を継続すること。
- (2) 補助金の交付決定の日の翌年度から5年間、同居等の状況について市の調査を受けることに同意すること。

（補助金の交付申請）

第11条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、富山市ふるさと回帰リフォーム等補助事業補助金交付申請書（様式第1号）に別表第1に掲げる書類を添付し、工事請負契約を締結する前に市長に提出しなければならない。

（交付決定等）

第12条 市長は前条の申請があったときは、当該申請の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等を交付すべきものと認めるときは、富山市ふるさと回帰リフォーム等補助事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業又は補助金の交付対象者と認められない場合は、補助金の不交付を決定し、補助申請者に富山市ふるさと回帰リフォーム等補助事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（補助金の交付申請の変更）

第13条 補助申請者は、第11条の規定に基づき提出した補助金の交付申請書の内容を変更しようとするときは、富山市ふるさと回帰リフォーム等補助事業補助金変更交付申請書（様式第4号）に別表第1に掲げる書類のうち変更がある書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、補助申請者の住所変更又はリフォーム等の内容であって、補助金の額に影響が及ばない軽微なものにあつては、富山市ふるさと回帰リ

フォーム等補助事業軽微変更届出書（様式第5号）の届出によるものとする。

2 補助申請者は、第12条第1項の規定による補助金の交付決定の日から実績報告提出までの間において直系尊属又は直系卑属が死亡等により同居等の基準を満たせなくなった場合は速やかに富山市ふるさと回帰リフォーム等補助事業特殊事情による補助金変更交付申請書（様式第6号）を提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があった場合において、やむを得ないと認めるときは変更の交付決定をすることができる。

4 第1項及び第2項の申請があった場合における変更の交付決定については、前条の規定を準用する。

（交付決定の地位の承継）

第14条 補助申請者が死亡した場合において、同居等する世帯の世帯員である者は、市長の承認を受けて、補助金の交付決定に基づく地位を承継することができる。

2 前項の承認を受けようとする者は、富山市ふるさと回帰リフォーム等補助事業地位承継承認申請書（様式第7号）に、地位の承継のあった事実を証する書類を添えて市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請を承認したときは、速やかにその旨を当該地位承継申請者に富山市ふるさと回帰リフォーム等補助事業地位承継承認通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第15条 補助申請者は、第12条第1項の規定による補助金の交付決定の日以後において、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、富山市ふるさと回帰リフォーム等補助事業中止（廃止）届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第16条 補助申請者は、補助事業を完了したときは、すみやかに富山市ふるさと回帰リフォーム等補助事業実績報告書（様式第10号）に別表第2に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（額の確定）

第 17 条 市長は前条の報告を受けたときは、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業に交付する補助金の額を確定し、富山市ふるさと回帰リフォーム等補助事業補助金額確定通知書（様式第 11 号）により補助申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第 18 条 市長は、前条に規定する通知の後、補助申請者から提出される富山市ふるさと回帰リフォーム等補助事業補助金請求書（様式第 12 号）に基づき、当該補助申請者に対し補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第 19 条 市長は、補助申請者が規則第 15 条の規定のほか次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助金の交付決定の日以後において、第 5 条第 2 項各号に該当する者になったとき。
- (2) 補助金の使途が、暴力団の利益になるものと認められるとき。
- (3) 補助金の交付決定年度の 3 月末日までに実績報告書の提出がなされないとき。
- (4) 特別な事由なく第 10 条第 1 号の条件を満たさなくなったとき。
- (5) 特別な事由なく第 10 条第 2 号の調査に協力しないとき。
- (6) その他市長が相当の理由があると認めたとき。

2 市長は、補助金の交付決定を取り消したときは、補助申請者に富山市ふるさと回帰リフォーム等補助事業補助金交付決定取り消し通知書（様式第 13 号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第 21 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消し又は変更した場合において、既に補助金が交付されているときは、既に支払われた補助金の一部又は全額について、補助申請者及び同居等する世帯員に対して、文書を交付してその返還を請求するものとする。

2 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた補助申請者及び同居等する世帯員は、当該補助金を市長が定める期限までに連帯して返還しなければならない。

(細則)

第 2 2 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この要綱は、令和元年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条に規定する新たに同居等する日については、平成 3 1 年 4 月 1 日以降とする。

別表第1 補助金交付申請書に添付する書類

提出図書等	記載等を必要とする内容
補助事業計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画の概要
戸籍及び戸籍の附票（全員分）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直系の親族関係がわかるもの ・ 直系尊属の者と直系卑属の者が別居していた期間がわかるもの
付近見取り図	<ul style="list-style-type: none"> ・ リフォーム等工事を実施する住宅等の所在地がわかるもの
平面図、立面図（施工前、施工後）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事箇所、内容がわかるもの
見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事箇所、内容、金額がわかるもの
工事請負契約書案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約者のわかるもの
建設業許可証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事請負業者の建設業の許可
住宅の登記簿謄本	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅の所有権が世帯員にあることがわかるもの（新築、改築の場合等は実績報告時に提出）
誓約書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5年間同居等を維持すること ・ 5年間同居等の状況調査を受けること ・ 違法建築物でないこと ・ 住宅取得に関する補助金を受けていないこと ・ 暴力団でないこと ・ 補助金の返還について、連帯すること
町内会への転入確認報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内会（長）の確認印が押印してあるもの
その他市長が必要と認めるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適宜

別表第2 実績報告書に添付する書類

提出図書等	記載等を必要とする内容
補助事業実績書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実績の概要
世帯全員の住民票	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同居等する世帯員がわかるもの (補助金交付申請時に既に同居が確認できる戸籍の附票を提出している場合は不要)
納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市の市税に滞納がないことがわかるもの ・ 非課税で納税証明書が発行されない場合は、市税納税調査同意書 (実績報告の前年度までに満18歳となっている世帯員全員分)
工事請負契約書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約済みのもの ・ 契約日がわかるもの ・ 工事内訳が分かるものを添付すること
領収書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事請負代金の支払ったことがわかるもの
施工写真	<ul style="list-style-type: none"> ・ リフォーム等の施工が確認できるもの
住宅の登記簿謄本	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅の所有権が世帯員にあることがわかるもの (交付申請時に未提出の場合)
その他市長が必要と認めるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適宜